

京都府教育情報ネットワークシステム（京都みらいネット）利用規程

（目的）

第1条 この規程は、京都府教育情報ネットワークシステム（以下「京都みらいネット」という。）の利用に関し必要な事項を定め、学校等の教育機関に情報通信サービスを提供することにより、職員、児童生徒等の教育活動を支援し、もって本府の教育の推進に寄与することを目的とする。

（利用者）

第2条 京都みらいネットを利用できる者は、次の各号のいずれかの機関（以下「利用機関」という。）の職員、児童生徒その他利用機関の長が必要と認める者（以下「利用者」という。）とする。

- (1) 府立学校
- (2) 府教育委員会事務局
- (3) 府内の市町（組合）（京都市を除き、組合を含む。以下同じ。）立の小学校、中学校、及び義務教育学校
- (4) 府内の市町（組合）教育委員会事務局
- (5) その他府教育委員会が適当と認める機関

（情報システム管理者）

第3条 京都みらいネットの管理者（以下「管理者」という。）は、京都府教育庁指導部 ~~ICT~~教育DX推進課長とし、京都みらいネットの管理・運営については京都府教育庁指導部 ~~ICT~~教育DX推進課で行う。

（情報通信サービス）

第4条 京都みらいネットは、次に掲げる情報通信サービスを提供する。

- (1) ホームページの開設及び閲覧
- (2) 電子メールの送受信
- (3) 学習用アカウントの管理運営
- (4) その他管理者が必要と認めるサービス

2 前項に規定するサービス内容の詳細については、管理者が別に細則を定める。

（接続方法）

第5条 利用機関の京都みらいネットへの接続は、京都府情報通信基盤の接続拠点との専用線によるものとする。

2 市町（組合）立の小学校、中学校、及び義務教育学校並びに市町（組合）教育委員会事務局が京都みらいネットに接続するときは、原則として、市町（組合）が構築する教育系ネットワークを経由して接続するものとし、その接続方法等については、管理者が別に定める。

(接続等の手続)

第6条 利用機関が京都みらいネットへの接続若しくは接続方法の変更又は京都みらいネットの脱退等を希望するときは、第8条に規定する責任者を通して、あらかじめ管理者と協議の上、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める手続を行うものとする。

なお、市町（組合）立の小学校、中学校、及び義務教育学校その他の機関については、所管する教育委員会が手続を行うものとする。

(1) 京都みらいネットへの接続又は接続方法の変更

次の表に掲げるところにより申請を行い、管理者の承認を受けること。

内容	申請者	申請様式
ア 新規接続	責任者	別記第1号様式
イ 接続方法の変更	責任者	別記第2号様式
ウ ア又はイのとりまとめ (市町（組合）教育委員会用)	市町（組合）教育委員会教育長	別記第3号様式

(2) 京都みらいネットの脱退等

次の表に掲げるところにより、管理者に届け出ること。

内容	届出者	届出様式
ア脱退等	責任者	別記第4号様式
イ アのとりまとめ (市町（組合）教育委員会用)	市町（組合）教育委員会教育長	別記第5号様式

(接続等の費用)

第7条 京都みらいネットの利用に際して必要となる次に掲げる費用については、当該利用機関が負担するものとする。

- (1) 接続拠点から利用機関までの通信回線の設置費用、回線使用料及び維持管理費用
- (2) 通信設備等の設置及び維持管理費用
- (3) その他情報セキュリティ対策等に必要な費用

(責任者)

第8条 利用機関には、責任者を置き、当該利用機関（府教育委員会事務局にあっては各所属）の長をもって充てる。

2 責任者は、当該利用機関における京都みらいネットの運用管理を行うとともに、次に掲げるところにより情報セキュリティの遵守に必要な措置を講じる。

(1) 府立学校、府教育委員会事務局その他の府の機関

京都府が別に定める京都府情報セキュリティ基本方針及びそれに基づく情報セキュリティ対策基準並びに情報セキュリティ実施手順に従い、当該利用機関における情報セキュリティの遵守に必要な措置を講じる。

(2) 市町（組合）立の小学校、中学校、及び義務教育学校、市町（組合）教育委員会事務局その他の機関

京都府が別に定める京都府情報セキュリティ基本方針等に準じて、当該利用機関における情報

セキュリティの遵守に必要な措置を講じる。

3 責任者は、当該利用機関の職員の中から京都みらいネット担当者（以下「担当者」という。）を選任し、管理者に報告するものとする。

（担当者）

第9条 担当者は、責任者を補佐するほか、次に掲げる業務を行う。

- (1) 京都みらいネットの利用に係る連絡調整
- (2) 電子メールIDの発行、更新等に必要な事務手続
- (3) ホームページの掲載手続

（利用者の禁止行為）

第10条 利用者は、京都みらいネットの利用に際して、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 法令又は公序良俗に反すること。
- (2) プライバシーを侵害すること。
- (3) 第三者の著作権等の権利を侵害すること。
- (4) 第三者をひぼうし、又は中傷すること。
- (5) 公務にかかわりのない私的な目的で利用すること。
- (6) 営利目的で利用すること。
- (7) ID及びパスワードを盗用し、貸借し、公開し、又は照会に応じること。
- (8) 京都みらいネットの運用を妨害すること。
- (9) その他、所属の情報セキュリティの遵守に反すること。

（利用者の責任）

第11条 利用者は、京都みらいネットの利用に際し、第三者に何らかの損害を与えたときは、その一切の責任を負うものとする。

（調査及び報告）

第12条 管理者は、京都みらいネットの円滑な運営のため、利用機関及び利用者に対して、利用状況について調査し、及び報告を求めることができる。

（登録情報の削除）

第13条 管理者は、京都みらいネットに登録された情報の内容が第10条各号に該当すると確認したときその他情報の削除が必要と判断したときは、利用者又は責任者に当該情報の削除を指示することができる。

2 管理者は、前項の規定にかかわらず、利用者又は責任者が情報を削除しないときその他緊急を要すると判断したときは、当該情報を削除することができる。

(利用の制限及び接続の停止)

第14条 管理者は、利用者がこの規程に違反したときは、利用者若しくは責任者に改善を指示し、又は当該利用者の利用を停止し、若しくは制限することができる。

2 管理者は、利用者又は責任者が前項の規定による指示に従わないときその他必要と判断したときは、当該利用機関の京都みらいネットへの接続を停止し、又は第6条第1号の規定による承認を取り消すことができる。

(情報通信サービスの提供停止)

第15条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、情報通信サービスの提供を停止することができる。

(1) 設備の点検又は保守を行うとき。

(2) 停電、天災等の不可抗力による障害が生じたとき。

(3) その他京都みらいネットを良好な状態で運用するために緊急を要するとき。

2 管理者は、情報通信サービスの提供を停止するときは、あらかじめ京都みらいネット上でホームページを通じて利用者に連絡するものとする。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、この限りでない。

(免責)

第16条 管理者は、第13条から第15条までの規定に定めるところにより生じた損害に対して、一切その責任を負わない。

(補則)

第17条 この規程に定めるもののほか、京都みらいネットの利用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この規程は、平成9年10月28日から施行する。

附則

この規程は、平成16年3月5日から施行する。

附則

この規程は、平成16年5月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年7月14日から施行する。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。